

14 介護保険料

みんなで制度を支え合う、大切な財源です。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、山口市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

山口市の令和6年度から令和8年度までの「基準額」は下記のとおりです。

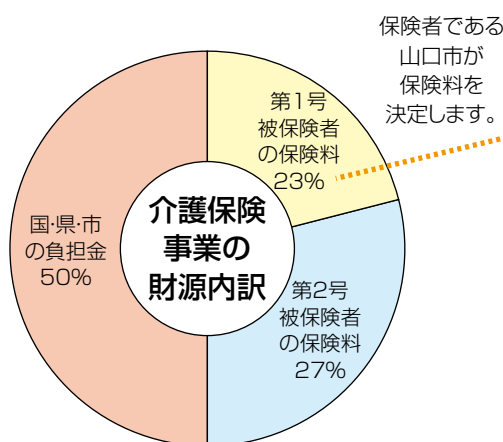
山口市の基準額 **66,120円（年額）**

山口市の介護保険にかかる費用のうち
 = 第1号被保険者負担分（23%）
 山口市の第1号被保険者数

介護保険事業の財源内訳

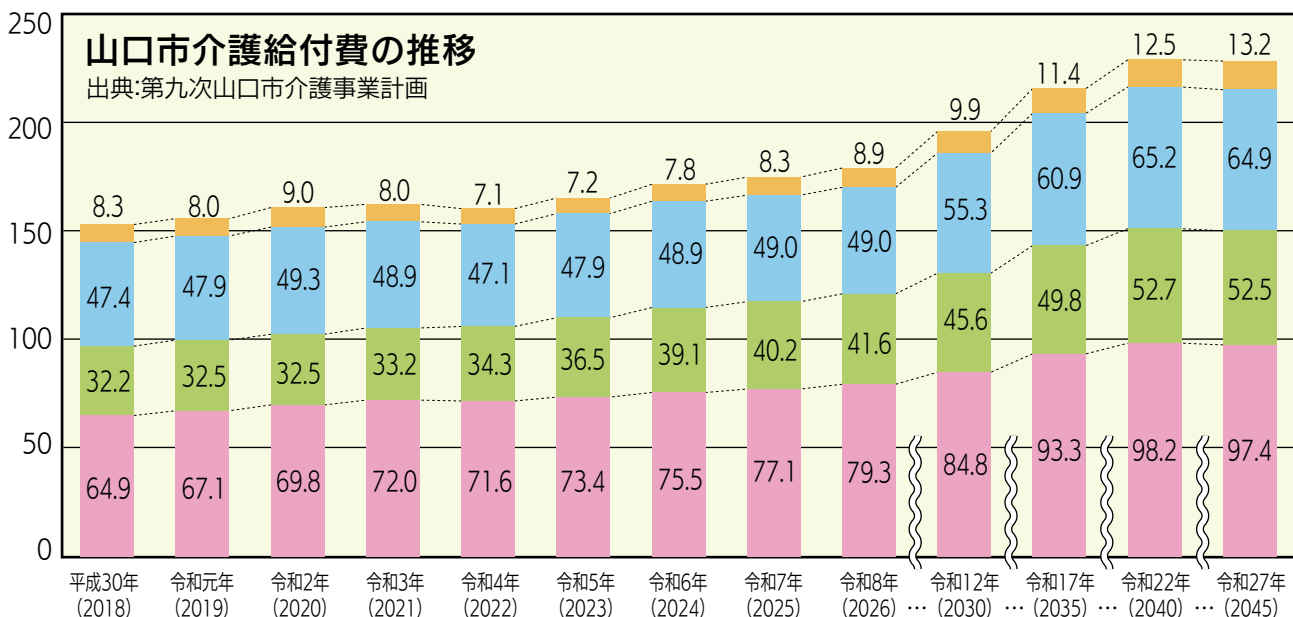
介護保険事業は、運営にかかる費用（保険給付費や地域支援事業）の半分を公費、半分を保険料でまかなうこととなっています。

第九次事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における保険料の負担割合は、第1号被保険者の方が23%、第2号被保険者の方が27%をそれぞれ負担することとなっています。



山口市の介護給付費の推移

（単位：億円） 居宅サービス費 地域密着型サービス費 施設サービス費 その他のサービス費



市町村民税課税状況		対象者		段階	割合	年額 (基準額66,120円×割合)	
本人	世帯 (4月1日時点)	基準判定所得 (令和7年1月1日～12月31日の収入や所得)					
—	—	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者※		第1段階	0.285	18,845円	
非課税	全員が非課税	本人の 公的年金等収入額 ＋ 合計所得金額	82万6,500円以下				第2段階
			82万6,500円超 120万円以下	第3段階	0.685	45,293円	
			120万円超				第4段階
	世帯員が課税	公的年金等に係る雑所得	82万6,500円以下	第5段階	1.00	66,120円	
			82万6,500円超				課税
130万円以上 220万円未満	第7段階	1.30	85,956円				
220万円以上 330万円未満	第8段階	1.50	99,180円				
330万円以上 420万円未満	第9段階	1.70	112,404円				
420万円以上 520万円未満	第10段階	1.90	125,628円				
520万円以上 620万円未満	第11段階	2.10	138,852円				
620万円以上 720万円未満	第12段階	2.30	152,076円				
720万円以上 820万円未満	第13段階	2.40	158,688円				
820万円以上 920万円未満	第14段階	2.50	165,300円				
920万円以上	第15段階	2.60	171,912円				

※老齢福祉年金とは 国民年金制度が開始した当時に、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方が受給している年金です。

市町村民税課税状況

世帯………令和8年4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点の住民登録上の世帯です。
資格取得日……65歳になった場合は65歳の誕生日の前日、転入した場合は転入日です。
課税状況……令和8年度の市町村民税の有無です。

基準判定所得

公的年金等収入額……老齢・厚生年金等の地方税法上課税の対象となる年金です。
(遺族・障害年金等の地方税法上非課税の対象となる年金は含まれません)
合計所得金額………地方税法上の合計所得において、「損失等にかかる繰越控除を行う前の段階の金額」から「土地等の譲渡所得特別控除」を引いた後の金額です。

※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人・その属する世帯員については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および市町村民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市町村民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市町村民税課税とみなす場合があります。

ただし、本人の令和8年度の市町村民税が非課税の場合においては、給与所得と年金所得が両方ある方に適用される「所得金額調整控除」の適用の有無により、給与所得の計算は下記のとおりとなります。(控除後の額が0円を下回る場合は0円)
・所得金額調整控除の適用あり→給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た金額から10万円を控除した額
・所得金額調整控除の適用なし→給与所得の金額から10万円を控除した額

ここが知りたい

介護保険!!

Q. 私は介護のお世話になっていないのですが、なぜ介護保険料を払う必要があるのですか。

A. 介護保険は誰もが必要になるかもしれない介護を社会全体で支えていく制度です。40歳以上(市に介護保険料を納めていただくのは65歳以上から)の方が加入者となり、介護保険料を必ず納めていただくことになっています。

保険料の納め方

年金額(年額)によって変わります

納め方は **特別徴収** と **普通徴収** の2通りに分かります。

受給している年金のいずれかが年額18万円以上の方 **特別徴収となります**

(月額1万5千円以上の方)

- ・年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
 - ・老齢基礎年金や一部の老齢(退職)年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。
- ※本来、「特別徴収」として年金から差し引かれる方でも、下記のようなときは一時的に納付書で納めていただく場合があります。



- 年度途中で保険料が変更になったとき
- 年度途中で他市町村から転入したとき
- 年度途中で65歳になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- 年度途中で老齢年金等の受給が始まったとき など

受給している年金のいずれもが年額18万円未満の方 **普通徴収となります**

(月額1万5千円未満の方)

- ・市から送付される納付書で、取扱金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただきます。



納め忘れのない**口座振替**が便利で確実です。

次のものをご持参の上、納入通知書の封筒に記載のある金融機関窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳のお届け印

前年度から継続して特別徴収の方

保険料は前年中の所得等をもとに6月中旬に決定し、通知します。

そのため、保険料の決定後に年金からの引き去りを開始すると、1回あたりの保険料が高くなってしまいます。前年度2月の保険料額と同額を4月以降引き去ります。6月中旬に決定する年額の保険料から、既に4月・6月に引き去りした保険料を差し引き、8月の仮徴収額を含めた4回で調整して引き去ります。

前年度	本 年 度					
2 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月分の保険料額と同額を引き去ります			前年の所得をもとに決定した保険料額から4月・6月の仮徴収額を差し引いた残額を4回に分けて引き去ります		

ここが知りたい

介護保険!!

Q. 介護保険料の納付方法を年金からの引き去り(特別徴収)ではなく、納付書での支払いまたは口座振替(普通徴収)に変更できますか?

A. 介護保険料の納付方法は法令により定められているため、お申し出による変更はできません。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の保険料算定方式に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

国民健康保険に加入されている方の場合

決め方 介護保険料にあたる部分は、医療保険分等の算定と同様に、世帯ごとに決定されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険分} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \hline \end{array}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 第2号被保険者の属する世帯（1世帯あたり）

納め方 医療保険分等と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主に納めていただきます。

職場の健康保険に加入されている方の場合

決め方 医療保険者ごとに設定される介護保険料率に、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）を乗じた額になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給与および賞与} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料率} \\ \hline \end{array}$$

（標準報酬月額） （標準賞与額）

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方 医療保険料と介護保険料を合わせて給与及び賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、介護保険料を個別に納めていただくことはありません。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、1割～3割の利用者負担が3割または4割に変更される措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。

後から申請に基づき保険給付分を返還します。



【支払い方法の変更】

1年6か月以上滞納すると…

利用している介護保険サービスの給付費の一部、または全額を、一時的に差し止めます。それでも滞納している場合、差し止めた給付費から滞納保険料を差し引きます。



【保険給付の一時差し止】

2年以上滞納すると…

介護保険料を滞納している期間に応じて、自己負担が引き上げられます。また、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費および食費・居住費（滞在費）の減額が受けられなくなります。



【給付額減額】